

○ 婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）（抄）（**第八条関係**）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（婦人相談所の所長） 第一条 婦人相談所の所長は、都道府県知事（婦人相談所を設置する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。次条第二項において同じ。）の補助機関である職員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもつているものの中から任用しなければならない。</p>	<p>（婦人相談所の所長） 第一条 婦人相談所の所長は、都道府県知事の補助機関である職員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもつているものの中から任用しなければならない。</p>